

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく吉川市特定

事業主行動計画の一部改定の概要について（令和6年2月改定）

1 改定の背景（男性職員の育児休業取得率の目標引き上げ）について

令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、国・地方公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、「令和7年までに取得率を30%」から、「令和7年までに1週間以上の取得率を85%」に引き上げることとされました。

本市においても、男性職員の育児休業取得率の目標について、特定事業主行動計画において政府目標と同じ「令和7年度までに30%以上」を掲げていたところであり、様々な取り組みにより、現時点では目標を達成しているところです。

これらを踏まえ、本市の男性の育児休業取得率の目標を次のとおり改定するものです。

2 改定の内容

	令和7年度までの目標値
改定前	男性の育児休業取得率 30%以上
改定後	男性の育児休業取得率（1週間以上の取得） 85%以上

【参考：吉川市男性の育児休業取得率推移】

	R1	R2	R3	R4	R5(現時点)
吉川市	0.0%	12.5%※ ₁	57.1%	71.4%	80.0%※ ₁
全国市区町村平均※ ₂	9.7%	16.6%	24.2%	36.4%	—

※₁派遣中の職員含む

※₂地方公共団体の勤務条件等に関する調査より